

觀風行幸

る事に侍しを、白河院の御代のをさまれるあま、野行幸までもはえくしくさだありしとぞ、このたびもうけたまはり侍し、あさ光などいひしみめよき大將などは、ちかごろはなかりしに、けふは左右大將いづれとわきがたく、みめかたちすゞれて見ゆ、源氏の太政大臣、大原野の行幸のためしおもひいで、鳥たてまつる人もあるべし、きりふの岡の千代のためしをかけたるこのはども、中々とてかきとめず、みなおしはかるべし、

〔日本紀略桓武〕延暦廿二年閏十月戊申朔、遣參議左兵衛督兼造東大寺長官紀朝臣梶長於近江國

蒲生野造行宮、癸亥、行幸近江國蒲生野、甲戌、詔曰云々、近江行宮所平御覽爾、山河毛麗久野母

平之氏、御意毛於太比爾志御坐之、故是以御坐留世栗太甲賀蒲生三郡乃、今年田租免賜比、又勤仕國

郡司爾官冠上賜不、又介掾等有賞、是日車駕歸自近江國、

〔日本後紀桓武〕延暦廿三年八月己酉、遣征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥出羽按

察使陸奥守勳二等坂上大宿禰田村麻呂、從四位上行衛門督兼中務大輔三嶋真人名繼等、定和泉

攝津兩國行宮地、以將幸和泉紀伊二國也、戊辰、天皇以來冬可幸和泉國、參議式部大輔春宮大夫

近衛中將正四位下藤原朝臣繩主爲裝束司長官、正五位上橘朝臣安麻呂、從五位下池田朝臣春野

爲副、參議左兵衛督從三位紀朝臣勝長爲御前長官、從五位上藤原朝臣繼彥爲副、左大辨東宮學士

左衛士督但馬守正四位下菅野朝臣眞道爲御後長官、從五位下紀朝臣咋麻呂爲副、十月甲辰、行

幸和泉國、其夕至難破行宮、乙巳、賜攝津國司被衣、上御舟泛江、四天王寺奏樂、國司奉獻、丙午、至

和泉國遊獵于大鳥郡惠美原、散位從五位下坂本朝臣佐太氣麻呂獻物、賜綿一百斤、丁未、獵于城

野、日暮御日根行宮、戊申、獵垣田野、阿波國獻物、賜國司等物有差、左大辨正四位下菅野朝臣眞道

獻物、賜綿二百斤、己酉、獵藪生野、近衛中將從三位坂上大宿禰田村麻呂獻物、賜綿二百斤、庚戌、

獵于日根野、河內國獻物、辛亥、詔曰、天皇詔旨良万勅命平和泉攝津二國司郡司公民陪從司々人